キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

一般勘定　（単位：円）

業務活動によるキャッシュ・フロー	
民事法律扶助立替金の支出	△16,197,112,695
契約弁護士報酬の支出	△2,615,621,418
物品又はサービスの購入による支出	△3,368,892,050
人件費支出	△6,429,190,743
その他業務支出	△480,492
運営費交付金収入	18,788,498,000
民事法律扶助立替金の償還等による収入	9,954,997,560
有償業務による収入	212,720,240
日弁連受託事業による収入	1,044,320,874
寄附金収入	58,676,367
その他収入	81,778,368
小計	1,529,694,011
利息の受取額	19,720,615
利息の支払額	△21,959,210
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,527,455,416
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△5,979,569
無形固定資産の取得による支出	△223,610,360
定期預金の預入による支出	△300,000,000
定期預金の払戻による収入	300,000,000
敷金・保証金の差入による支出	△32,096,172
敷金・保証金の返還による収入	12,158,952
資産除去債務の履行による支出	△3,020,053
投資活動によるキャッシュ・フロー	△252,547,202
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△413,543,918
財務活動によるキャッシュ・フロー	△413,543,918
資金増加額	861,364,296
資金期首残高	6,414,531,161
資金期末残高	7,275,895,457

利益の処分に関する書類

一般勘定　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		927,694,604
当期総利益	927,694,604	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	927,694,604	927,694,604

（一般勘定）

重要な会計方針

令和５事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３年～18年

工具器具備品　４年～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与に係る引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当期に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

国との人事交流による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

上記以外の職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しております。また、役員への退職手当の支出に備えるため､内規に基づく期末要支給額を計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各期の発生時に費用処理することとしております。

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．民事法律扶助事業の立替金に係る会計処理の特例

総合法律支援法施行規則第15条の規定に基づき、民事法律扶助業務において、報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権については、これを取得した時点においては、当該立替えに係る金額に相当する額を資産見返運営費交付金として計上し、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点においては、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えております。

６．貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

７．棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法を採用しております。